

令和 8 年度（2026 年度）リターナブルビン売買仕様書（単価契約）

1 目的

この仕様書は、鎌倉市内で排出され、笛田リサイクルセンターで選別されたリターナブルビンを適正に再使用することを目的とする売買契約に係る仕様を定めるものである。

2 契約の基本事項

(1) 契約方法

リターナブルビン 1 本単位の単価契約とする。

(2) 契約期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで。

3 引渡品

引渡品は、ビールビン及び焼酎ビンなどのリターナブルビンとする。

4 引渡予定数量

24,240 本。なお、予定であり引渡数量を保証するものではない。

5 引渡方法

次のとおり延滞なく引き取ること。なお、引渡にかかる諸経費は、買受者の負担とする。

(1) 引渡場所

鎌倉市笛田一丁目 11 番 34 号 鎌倉市笛田リサイクルセンター

(2) 引渡日及び引渡時間

月曜日から金曜日の午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までとし、売渡者及び前項事業者と事前に協議の上決定する。

(3) 積込作業

引渡品の積込作業は、売渡者が行うものとする。

(4) 引渡に用いる運搬車両

引渡に用いる運搬車両は、買受者の所有する車両とし、総重量（車体重量及び引渡品重量）4 t 以下の車両とする。

6 売却代金の納入

売却代金は、1 箇月分の売却本数に売却単価を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税を加算して得た額を、売渡者の指定期日までに納入する。

7 再使用について

買受者は、売渡品を適正に再使用する事業所を選定すること。

8 安全確保

- (1) 買受者は、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分配慮すること。
- (2) 搬送業務中に車両事故等があった場合には、買受者が全責任を持って誠実に対応し解決を図るものとし、売渡者に対しその結果を速やかに報告すること。
- (3) 業務の履行に当たっては、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」などを考慮し、安全対策を講じること。

9 その他

- (1) 本業務において生じた廃棄物については、適正に処分するものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、売渡者及び買受者協議の上、これを定める。